

平成21年第1回
美唄市議会臨時会会議録
平成21年1月28日（水曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第1号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件〔総務・文教〕
- 2 議案第2号 美唄市給与条例の一部改正の件〔総務・文教〕
- 3 議案第3号 職業訓練法人美唄情開発報学園北海道中央コンピュータ・カレッジ奨学資金条例制定の件〔総務・文教〕
- 4 議案第4号 美唄市民会館管理条例の一部改正の件〔総務・文教〕
- 5 議案第5号 美唄市勤労青少年ホーム条例廃止の件〔総務・文教〕
- 6 議案第6号 美唄市地域体育館設置条例の一部改正の件〔総務・文教〕
- 7 議案第7号 美唄市総合体育館条例の一部改正の件〔総務・文教〕
- 8 議案第8号 美唄市営温水プール条例

の一部改正の件〔総務・文教〕

- 9 議案第9号 美唄市民交通傷害保障条例廃止の件〔産業・厚生〕
- 10 議案第10号 美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件〔産業・厚生〕
- 11 議案第11号 美唄市税条例の一部改正の件〔産業・厚生〕
- 12 議案第12号 美唄市立生活館条例廃止の件〔産業・厚生〕
- 13 議案第13号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件〔産業・厚生〕
- 14 議案第14号 ピパオイの里プラザ条例の一部改正の件〔産業・厚生〕
- 15 議案第15号 美唄市駐車場条例の一部改正の件〔産業・厚生〕

◎出席議員（16名）

議長	林 国 夫 君
副議長	内馬場 克 康 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	森 川 明 君
3 番	五十嵐 聡 君
4 番	高 田 正 則 君
5 番	高 橋 幹 夫 君
6 番	阿 部 義 一 君
7 番	長谷川 吉 春 君
8 番	米 田 良 克 君
9 番	白 木 優 志 君
10 番	小 関 勝 教 君
11 番	土 井 敏 興 君

12番 本郷幸治君
13番 紫藤政則君
15番 谷村孝一君

◎出席説明員

市	長	桜井道夫君
副市	長	斎藤正紀君
総務部	長	安田昌彰君
市民部	長	岩本良一君
保健福祉部長兼福祉事務所長		中川直紀君
商工交流部	長	岡嶋博文君
都市整備部	長	山口隆慶君
総務部総務課	長	小橋一夫君
総務部総務課総務係	長	村上孝徳君

教育委員会委員長	白戸仁康君
教育委員会教育長	板東知文君
教育委員会教育部長	前田敏和君

◎事務局職員出席者

事務局	長	藤井英昭君
次	長	中平匡司君

午前10時00分 開議

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

7番 長谷川吉春議員、

8番 米田良克議員、

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、委員長

報告に入ります。

順序1、議案第1号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件ないし、順序15、議案第15号美唄市駐車場条例の一部改正の件の以上15件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第1号ないし議案第8号の以上8件について、土井総務・文教委員長。

●総務・文教委員長土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第1号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件、議案第2号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第3号職業訓練法人美唄情報開発学園北海道中央コンピュータ・カレッジ奨学資金条例制定の件、議案第4号美唄市民会館管理条例の一部改正の件、議案第5号美唄市勤労青少年ホーム条例廃止の件、議案第6号美唄市地域体育館設置条例の一部改正の件、議案第7号美唄市総合体育館条例の一部改正の件及び議案第8号美唄市営温水プール条例の一部改正の件の以上8件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに、結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、1月27日委員会を招集して審査いたしました。

各議案審査における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

はじめに、議案第1号について申し上げます。

7ヵ年の削減との期限の関係で、給与について単年度見直しをしていくということなのか。その辺のとらえ方や考え方について、との質疑に対して、今回の財政健全化計画というのは、平成27年までの今の病院の不良債務を解消し、なおかつ一般会計の収支を黒字化するという目標を持ち、また、市民説明の中でも毎年進捗状況の見直しや、点検をしながら進めるということで、そういう観点から給与等についても1年間で見直しをする。

ただ、毎年変更していくのかということになると、今回の計画自体が、市立病院の累積不良債務が解消され、一般会計の実質収支が黒字になること、さらには健全化法で示されている各指標が基準以下ということが実現しない限り、変更することは想定しにくいと考えている。との答弁。

次に、議案第2号について申し上げます。

組合との交渉経過について、との質疑に対して、素案策定後、昨年10月24日組合に対し当初の提案をした。その後、市としては職員向けに課長職も含め、一般職の職員の説明会を実施しながら意見を集約した。その後、何度か事務レベルの交渉を挟みながら、市民説明会、パブリックコメント、さまざまな意見、職員の意見を総合的に含め、階層ごとに、さらに段階的な扱いをする、また、若年層については、もう1歩踏み込んだ削減の緩和の措置をするといった内容を経て、市長との交渉は本年1月9日と13日の2日間実施し、13日合意に至ったものである。との答弁。

職員向けの説明会を行ったということだが、それはどのくらいの回数に分けてやられたのか、また、どのような意見があったのか。と

の質疑に対して、課長職に対する説明会は1回。全職員を含めた説明会については2回実施した。その中で子育て世代、若手の職員については、削減率を軽減するなど、それぞれの階層に応じた削減率があってもよいのではないかと、特別職については当初素案の段階で20%、15%であったが、一般職と変わらないのはどうなのだろうかという意見が多かったと承知している。との答弁。

今回の給与の削減の中で、特殊勤務手当の見直しや廃止についての議論はなかったのか、との質疑に対して、当初10月に職員団体に提案した内容の中に、特殊勤務手当の見直しは入っている。内容としては、福祉業務手当・保育業務手当・夜間業務手当の見直しということで、現在、継続協議中であり、早ければ4月実施に向けて、手続を進めてまいりたいと考えている。との答弁。

職員給与の削減によって、税収がどれだけ減収になるのか、との質疑に対し、詳細な積算は現時点でしていないが、おおよそ1,200万円程度の税収の影響があるのではないかと試算しているところである。との答弁。

次に、議案第3号について申し上げます。

この条例の第2条に、いわゆる学資の支弁が困難である者と書かれているが、その世帯の収入の限度、上限はいくらくらいなのか。との質疑に対して、所得の制限については、施行規則の中で定められており、収入基準として、4人家族で大体355万である。との答弁。

過去数年間で何人くらいの申請があったのか。との質疑に対し、平成16年度、新規が1名。17年度、新規が3名。18年度、新

規が1名、19年度、新規が1名、20年度、新規が1名、との答弁。

次に、議案第4号について申し上げます。

市民会館には小会議室もあるが、今回何故大ホールだけ50%の料金増になったのか、その経過について。との質疑に対し、本市の大ホールの使用料は、近隣他市に比べてかなり低い設定となっている状況であり、財政健全化計画の中に料金改定で盛り込むのは大ホールの改定のみとしたところである。との答弁。

指定管理者に任せている部分の委託料との絡みと、最終的に市にどれ位の金額の効果が出るのか、との質疑に対して、今回の改定による効果額としては、年間58万円程度と考えており、それらを踏まえ今後、指定管理費の積算をしなければならないと考えている。との答弁。

大ホールの季節ごとの料金の差はあるのか。また、キャンセルの事例やキャンセルに関する規定はあるのか。との質疑に対して、

冬季間の使用については5割増しということで条例で設定している。現在、キャンセル料についての規定はなく、事例も聞いていない。しかし、今後はそういうことも想定しながら考えていきたい。との答弁。

次に、議案第5号について申し上げます。

勤労青少年ホームの運営における仕組みがどのようになっていたのか。との質疑に対して、勤労青少年ホームについては、運営委員会ということで、事業主の代表の方、利用者代表と労働関係の代表の方とで運営委員会を設置している。

そのほかに事業主の会ということで、振興

会があり、本年度約50社程度ご加入いただき、ご支援をいただいている。従前は利用者と組織する会があったが、現在、日常的に利用する方が少なくなり、組織も無くなった状況である。そのため、運営委員会の中には利用者代表が入っていないという状況にある。との答弁。

今回の廃止について、利用されている方々の意向や、運営委員会としての考え方、あるいは振興会の方についても何か意見があったのか。また、その議論経過は。との質疑に対して、運営委員会については、昨年の2月に開催したが、その席で、利用者が減っている現状の中で、今後のホームのあり方について今後皆さんと議論をしていきたいということで話しをし、その後20年度に入り、7月に運営委員会を開催し、その中でも、ホームは学童施設や児童館としても使っていることを含め、今後のあり方についての話し合いをしていきたいということで、さらにお話をさせていただいてきた。

その中で現状を考えると、美唄だけでなく全道的な状況などからも、ホームの利用というのはどこでも減ってきている状況、また施設もかなり古く、しかも、市の財政状況が非常に厳しい中で、やむを得ないのではというご意見もあったが、一時期利用者が大変多く、込み合っていた状況の当時のことを覚えている方からは、廃止は非常に残念だという声もあった。

その中で、最終的には11月25日の運営委員会で、存続希望の思いもあるが、状況を勘案するとやむを得ないというご判断をいただいたところである。

振興会についても昨年5月の役員会で検討が必要ということであったが、この中でも、こういう状況の中で、ホームを維持していくことがいかなものかと役員の方からのお話もあり、その後、最終的に遅くなったが、振興会の役員会を12月18日に開催し、その席で、状況をお話した中で、同様、やむを得ないのではないかなというようなご意見もいただいた。

利用者等への関係についても、講座としては2講座で、料理講座が夏期2名、冬期3名、華道講座は2名でやっているが、利用者と講師の方に状況をお話しした中で、今後の対応を含め、ご理解をいただいているものと考えている。

また、一部サークル活動で、空手サークル等が利用している。サークルについては、練習場所等がなくなるので、その部分で学校開放事業での使用が可能かどうか、それらの情報提供を含め、その辺の相談には応じていく事で、おおむね理解をいただいたものと考えている。

また、これまで中小企業で働く青少年に対するレクリエーションや、相談業務等で勤労意欲を向上させるような取り組みをしてきたが、今後も市長部局ときちんと連携をとりながら対応を考えていきたい。

今までやっていた講座については、生涯学習という観点から、対応は可能であると考えており、今後、勤労青少年が様々な面で活動できる方策について、引き続き検討し対応していきたいと考えている。との答弁。

次に、議案第6号について申し上げます。

これまで東明の体育館を利用していた人達

が、廃止するという問題に対して、どのような話をされてきたのか、あるいは地域の人達との関わりの中で、公の財産の利用の部分との関係で扱いはどうなるのか。との質疑に対して、東明地域体育館の廃止については、1年ぐらい前から地域の方とお話をしてきた。地域としては、日々の運動のために必要だから残してくれないかという要望があり、地域で運営する形にもって行く方向で今話を進めている。本年1月に入り、11団体と管理のあり方、かかる費用についての具体的な話を進めているところである。

また、施設については教育行政財産から普通財産に落とし、地域で活用いただく形になる。との答弁。

次に、議案7号について申し上げます。

小・中学生の使用料を50円から70円の値上げを据え置きにするということだが、小・中学生の使用料を無料にして、子ども達がスポーツに親しむ機会を多くし、現在低下しつつある子ども達の体力の増強を図るということも必要であり、今後の方向として、そうしたことが検討される余地があるのか。との質疑に対して、施設の管理にかかるコスト等を勘案し、利用される方にご負担いただく考え方でいる。今回の改定については、子育て世帯の負担軽減という観点から、現行の50円の改定を据え置いた。いただいた意見については、今後料金の改定とか、議論する機会もあると思うので、さまざまな観点から検討したいと考えている。との答弁。

次に、議案第8号について申し上げます。

午後8時以降の夜間利用者が非常に少ないという状況の中で、今回財政の健全化という

ことも含めて、時間短縮したととらえていいのか。との質疑に対して、利用実態に見合った開館のあり方。プラス財政的な効果という狙いもあり、今回提案をさせていただいたものである。との答弁。

開館時間を1時間短縮することによって、どのくらいの効果があるのか。との質疑に対して、人件費、燃料費、電気料等合わせて240万程度の効果が期待できるものと考えている。との答弁。

結果といたしまして、議案第1号、議案第3号ないし、議案第8号の以上7件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第2号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に、議案第9号ないし議案第15号の以上7件について、紫藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第9号美唄市市民交通傷害保障条例廃止の件、議案第10号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件、議案第11号美唄市税条例の一部改正の件、議案第12号美唄市立生活館条例廃止の件、議案第13号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件、議案第14号ピパオイの里プラザ条例の一部改正の件及び議案第15号美唄市駐車場条例の一部改正の件の以上7件について、産業・厚生委員会の審査

の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、1月27日の1日間、委員会を招集して審査いたしました。

最初に、議案第9号の審査における質疑答弁のうち主なものを申し上げます。

市民交通傷害保険について、利用者の減少というのはどのくらいで推移してきているか、との質疑に対し、加入の実人員では、平成13年が1万0,785人、平成16年が5,000人、平成19年が2,102人、平成20年12月末現在では1,851人となっている。との答弁。

次に、市民交通傷害保険は低額な掛け金ということだが、他の民間の保険会社が出している保険と比べてどういう状況なのか、との質疑に対し、2、3調べてみたが、市民交通傷害保険ははるかに安い保険料となっている。平成19年では48万円の赤字で高い損害率になっている為、保険会社については、経営上赤字の商品になっている。との答弁がありました。

次に、議案第10号廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正であります。審査における質疑答弁のうち主なものを申し上げます。

下水道の普及に伴い、汲み取り世帯が減少しているということだが、過去5年間の汲み取り世帯数と、汲み取り量はどのくらいか、との質疑に対し、平成15年は6,450世帯で、9,855.06キロリットル、平成16年は6,164世帯で、8,987.31キロリットル、平成17年は6,123世帯で、8,699.79キロリットル、平成18年は5,966世帯で、8,321.8

3キロリットル、平成19年は5,770世帯で、7,693.01キロリットル。との答弁。

次に、手数料が15円引き上げになり、70円になる積算根拠は、との質疑に対し、過去5年間について、手数料収入の平均から同じく過去5年間の収集運搬、管理運営、施設改修費等に要した経費の平均を差し引きした額を、し尿の収集量で割り返した額が1リットル当たり7.8円となる。10リットルに換算して1の位を切り捨て、70円と積算した。との答弁。

次に、15円の値上げによって市民の負担というのはどれくらいなのか、との質疑に対し、4人家族では1万7,270円から2万1,980円となり、市民1人当たり年間1,177円の負担増が見込まれる。との答弁。

次に、他市と比較した場合はどうか、との質疑に対し、函館市を除く34市の平均では65.31円、空知管内10市の平均では72.23円となっている。との答弁。

次に、計画収集期間替えの申し出による520円の加算の考え方は、との質疑に対し、イベント時の仮設トイレなどや、一般家庭で定期の4回計画収集期間を設けているが、それ以外のときの汲み取りについては、520円の加算をさせてもらっている。との答弁がありました。

次に、議案第11号市税条例の改正の件でございます。

議案第11号の審査における質疑答弁のうち主なものを申し上げます。

固定資産の評価額と課税標準額について、との質疑に対し、評価額については不動産の

価格ということになり、土地については、市内の路線価方式で土地の評価額を設定しているが、土地の下落傾向ということもあり、標準地の価格について落ちてきているが、この方式については、不動産鑑定士を入れて標準値から適正な評価額を設定している。

また、課税標準額については、評価額の7割ということで調整措置をしている。との答弁。

次に、固定資産評価審査委員会についての実態は、との質疑に対し、固定資産評価審査委員会については、その評価に不服等がある場合に申し立てを行い、審査委員会で協議決定をしていただくが、現在のところ審査委員会にかかった案件はない。との答弁。

次に、市内の直近の評価額を伺いたい、との質疑に対し、平成20年1月1日の路線価で、1年前と比較した形で説明をすると、すすらん通りについては、1平米当たり2万5,100円が2万1,800円、同じくすすらん通りで2万7,900円が2万4,200円、旭通りの踏切付近から東3条通りまでで1万6,600円が、1万4,400円、旧旭友ストア地区の道々美唄富良野線側が1万0,500円が9,900円に、翠明通側が8,700円が8,200円に、大通商店街地区の旭通りから美唄月形線の価格が3万1,800円が2万8,300円に、近隣する地区で3万2,400円が2万8,800円になっている状況。との答弁。

次に、7年間の財政健全化計画の中で、固定資産のアップによる効果額が2億2,184万円と算定されているが、評価替えで下がる傾向にあるようだが、20年度を基準とし

ているのか、との質疑に対し、20年度当初賦課をベースに、単純に1.45から1.50に置き換えたものが単年度3,100万円、7年間で約2億2,100万円としている。評価替の減少分は加味されてなく、あくまでも税率改正に伴う影響額を試算している。との答弁がございました。

「委員会終了後、担当所管からこの答弁に関しての訂正答弁の申し出がありまして、この扱いにつきましては、委員会で協議をいたしたいと思っておりますが、この答弁内容に関して、正確ではないというお話がございました。この点につきましては、内容的に基本的には変わりはないわけですが、この7年間の収支見込みに関しまして、評価替の減少見込みというもののやら、それから土地に関して、住宅等に関しましては、家屋の新築住宅等の見込み、これらもある程度試算をした内容で計上していると、こういう説明がございました。この点については、委員会において、再度皆様と協議をさせていただきたいというふうに考えております。つけ足しておきます。」

20年度予算課税をベースに1.45から1.50に置き換えたものが単年度で3,100万円、7年間で2億2,000円としている。という趣旨の答弁でございました。

税率が上がったときの市民の影響額はどれくらいか、との質疑に対し、平成20年と平成21年との比較をして積算した事例で説明すると、西北地区の一般住宅が8万0,300円が7万5,200円に、評価替の減が7,600円で税率改定の増が2,500円、計5,100円の減額、西南地区の店舗兼住宅

は30万7,200円が27万7,000円で評価替の減が3万8,900円で、税率改正の増は8,700円、計3万0,200円の減額、東北地区の大規模事業所は、786万9,000円が753万1,900円で評価替の減が58万9,000円、税率改定の増が28万1,000円で、計33万8,000円の減額、東北地区の中規模事業者は29万8,600円が29万6,300円で、評価替の減が1万2,100円、税率改定の増が9,800円で計2,300円の減額、13ヘクタールを経営している標準的な農業者は、18万1,300円が17万3,100円で、評価替の減が1万3,900円、税率改定の増が5,700円で計8,200円の減額。との答弁。

他市の固定資産税の税率の状況は、との質疑に対し、昨年4月における全道市長会調べでの都市の採用税率では、35都市中27市が100分の1.40、美唄市を含む3市が100分の1.45、100分の1.50は3市、100分の1.70と1.75についてはそれぞれ1市、この100分の1.70及び1.75については、都市計画税がない都市ということになっている。標準税率の1.40でないところは全て空知管内に集中している、との答弁。

次に、固定資産税の決算見込みと来年度の予算計上は、との質疑に対し、決算見込みについて、現年分は9億1,370万9,000円、収納率96.7%、滞納繰越分について2,241万6,000円、収納率10%、合計9億3,612万5,000円で収納率80.1%、21年度予算は8億9,744

万4,000円、これは現年度でございます。収納率98%、滞納繰越分については2,787万2,000円、収納率15%、合計9億2,531万6,000円、収納率は84%を見込んでいる。との答弁。

次に、議案第12号生活館の廃止条例ございますが、この12号の審査においては質疑はありませんでした。

次に、議案第13号の審査における質疑答弁のうち、主なものを申し上げます。

認可保育所とへき地保育所の違いは、との質疑に対し、認可保育所については、国の認可を受けた保育所で、へき地保育所は農村地区やへき地における保育をつかさどるもので、無認可の位置づけになるが、基本的に保育の内容は同じような内容で実施をしている。過去においては、通年開設していないへき地保育所もあったが、現在はすべて通年開設しており、基本的には同じ保育内容だが、延長保育や障害児保育は実施していない。との答弁。

次に、世帯階層区分の世帯数・入所者数は、との質疑に対し、へき地保育所の平成20年12月1日現在の入所者数では、A階層ゼロ、B階層9、C階層30、D1階層41、D2階層22、D3階層34、D4階層5、計141人の入所者となっている。との答弁。

平成21年度から3年間で、認可保育料の5割まで保育料を引き上げていくという内容だが、この5割でとどまるのか、との質疑に対し、財政健全化計画に基づいて計画を策定しているので、現在の段階では7年間はこの考えでいくととらえている。との答弁がありました。

次に、議案第14号の審査における質疑答

弁でございますが、ピパオイの里プラザ条例の一部改正でございます。

今回の改正の時間設定は、利用団体の声に基づいているのか、との質疑に対し、現在定期的に利用している団体は、陶芸クラブが2団体、染物サークルが5団体、健康サークルが2団体、ダンスが2団体、団体計11団体となっており、利用時間は2時間から6時間と幅広くなっているので、使う側にとって使いやすい形に変え、幅広く利用してもらうのが目的。との答弁。

次に、多目的研修室の利用が少ないようだが、どんなことに利用できるのか、との質疑に対し、平成19年度は1団体の25名ということで、非常に少ない利用となっており、年間通しての使用は無い状況、過去にはソーセージやハムなど、加工品のサークルが使用していたが、現在は指導者もいなく利用されていないのが現状。との答弁。

次に、稼働率と年間の収益は、との質疑に対し、多目的ホールについては1割程度で、ほとんど空いている状況、会議室についてもかなり空いている、工芸室は100%に近い状況、多目的研修室についても平成19年度で合計25人ということで、ほとんど空いている状況、染色室については、A・B室とも100%、収益については、平成18年、19年度を平均すると50万程度。との答弁。

次に、使用目的を拡大しながらでも利用をアップさせる努力が必要ではないか、との質疑に対し、勤労青少年ホーム廃止に伴って、教育委員会から話を伺っており、ピパオイの里プラザも、現状ではスペース的にも空いており、活用できることから、どのような活

用ができるか、また、多用途に使用してもらうという部分もあり、現在検討中である。との答弁。

開館時間の短縮に伴って、指定管理費の削減はあるのか、との質疑に対し、現在2名の人件費がかかっているが、重なり合う時間が若干短くなるだけなので、人件費のはね返りはない。光熱水費の節減部分が減少になるだろうと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第15号の審査における質疑答弁のうち主なものを申し上げます。この15号につきましては、駐車場条例の改正の件でございます。

中央駐車場の代替地は旧生協跡地を考えているのか。また、有料か無料か、との質疑に対し、旧生協跡地を考えており無料である。との答弁。

次に、旧生協跡地だと、現在の中央駐車場より狭く、現在のように事業関係者が止めるようになると、一般の買い物客は止められないのではないか、との質疑に対し、生協跡地については、中心市街地活性化準備委員会の中で、事業主に周知徹底を図り、事業関係者が駐車しないようにする。との答弁。

生協跡地には何台ぐらい駐車できるか、またぬかるみがあるようなことを耳にしたが、整備にどれくらいかかるか、との質疑に対し、一般の買い物客用としては、20台程度と考えている。2年ほど経過しており、雪の重みなどで地盤が締まり安定してきていることから、20台程度であれば砂利を引いたりするなど、整備費としては400万円程度ぐらいでできるのではないかと考えている。との答弁。

中央駐車場が実際に使用できなくなるのはいつごろなのか、との質疑に対し、平成21年4月1日で廃止をし、使用できなくなる。との答弁。

道の調査は今年の末だったと思うが、それまで全く使用できないのか、との質疑に対し、駐車場前の建物などを壊してから、道の方が測量等に入ってくるので、作業等のため、4月1日で廃止を対処したいと考えている。との答弁。

4月1日から使用できなくなるとすれば、代替地を考えなければいけないが、生協跡地については4月1日の使用は無理なのでは、との質疑に対し、国の2次補正の関係があり、2次補正が通るのであれば、雇用対策も含めて3月に発注し、4月1日以降使用できるように努めたい。また、コア美唄の駐車場を利用できるように了解もとってあるので、そちらの利用も促していきたい。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第9号及び10号、議案第12号ないし議案第15号の以上6件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号につきましては、ご異議がありましたので起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。本委員会の決定どおりご承認いただきますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

●議長林 国夫君 これより**議案第1号**について**質疑**を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより**討論**を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより**採決**いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 1 号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定**されました。

これより**議案第 2 号**について**質疑**を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより**討論**を行います。

7 番、長谷川吉春議員。

● 7 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 2 号美唄市給与条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に私の立場を申し上げますと、原案に反対の立場であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

今、美唄市は、国による財政健全化法により、早期健全化団体の指定の危機にさらされているという、美唄市の歴史始まって以来の財政状況にあります。

市ではそれを避けるために、平成 20 年度から平成 27 年度までの美唄市財政健全化計画を策定しました。

それは財政の不足分の約 41 億円を、市民負担と市職員の給与の削減によって歳出の削

減を図るものとなっています。国による早期健全化団体の指定は避けなければならないことは当然のことであり、一定の負担はやむを得ないものではあります。市民からは、その厳しい市民負担の内容に多くの意見が寄せられ、また、給与を平均 15%削減される一般職員からも不満の声が寄せられています。

市民負担の部分については、多くの市民の声・要望を反映して、子育ての部分や社会的弱者の負担については一定の配慮がされたことは評価できる部分もありますが、しかし、市職員の給与の削減は、職員の家族の生活設計、将来設計に重大な影響を及ぼすものとなっています。

一般職員の削減率は平均 15%となっていますが、その削減の総額は、平成 21 年度では 4 億 2,179 万円を予定し、削減の対象となる市の職員数 367 人で割ると、1 人平均年間 115 万円の減収になります。

市職員の給与の削減は、美唄市全体の低賃金の引き金となり、また、市職員の給与の削減は、その分だけでも平成 21 年度だけでも 1,200 万円の市税の減収が予測されるほか、勤労者の低賃金による市税の減少、購買力の低下など、不況にあえぐ本市経済に一層拍車をかけるものとなることは明らかであります。市の財政危機の最大の要因は、構造改革の名のもとに、地方を切り捨ててきた国にあることは明らかであります。たび重なる地方交付税の削減や、また、本市の財政危機の大きな要因となっている市立病院の 23 億円の赤字も、病院関係の交付税や、診療報酬の削減、医師不足と医療費の値上げによる患者数の減少が病院の赤字の大半を占めています。

4 1 億円を7年間で捻出することは市民負担、とりわけ市職員の負担は極めて大きいものであります。これを緩和するためにも、7年間ではなく、長期の計画を立てて、これを認めるよう国に対し、また、地方交付税の増額を国に対し強く要請しなければならないと考えます。

また、大きな問題である病院の健全化計画については、市民の病院の信頼関係の確立、病院運営の抜本的な改善が欠かせないものであります。以上申し上げまして、討論を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより**採決**いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第2号美唄市給与条例の一部改正の件**は、**委員長報告**のとおり**決定**されました。

これより**議案3号**及び**議案第4号**の以上2件について**一括質疑**を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより**一括討論**を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより**一括採決**いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第3号職業訓練法人美唄情報開発学園北海道中央コンピュータ・カレッジ奨学資金条例制定の件**及び**議案第4号美唄市民会館管理条例の一部改正の件**の以上2件については、**委員長報告**のとおり**決定**されました。

これより**議案第5号**について**質疑**を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより**討論**を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより**採決**いたします。

本件は、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたしますので、起立により採決いたします。

現在の出席議員は16人であり、その3分の2は11人であります。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立3分の2以上であります。

よって、**議案第5号美唄市勤労青少年ホーム条例廃止の件**は、**委員長報告**のとおり**決定**されました。

これより**議案第6号**ないし**議案第8号**の以上3件について、**一括質疑**を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより**一括討論**を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより**一括採決**いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 6 号美唄市地域体育館設置条例の一部改正の件**ないし**議案第 8 号美唄市営温水プール条例の一部改正の件**の以上 3 件については、**委員長報告**のとおり**決定**されました。

これより**議案第 9 号**及び**議案第 10 号**の以上 2 件について、**一括質疑**を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより**一括討論**を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより**一括採決**いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり」）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 9 号美唄市民交通傷害保障条例廃止の件**及び**議案第 10 号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件**の以上 2 件については、**委員長報告**のとおり**決定**されました。

これより**議案第 11 号**について**質疑**を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより**討論**を行います。

1 番、吉岡文子議員。

● 1 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 11 号美唄市税条例の一部改正の件について討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

条例の趣旨は、財政健全化計画に沿った歳入の増加のため、固定資産税と軽自動車税について、市民負担の増加を求める内容となっており、その影響額は平成 27 年度までで約 2 億 7,000 万円と試算されています。

市民からは、固定資産税や軽自動車税といった、市民生活に密着した税から増税されるということは、賦課し易い所から取り上げられるという締めつけに、あきらめといった声が聞こえてきます。

特に従来から、商店の経営に関わる市民からは、市民の買い物に対する姿勢が変化し、郊外型の駐車スペースを大きく設けた、東地域のショッピングセンター方面に買い物客が流れ、商店の経営が非常に困難を来していることが吐露されています。日本共産党議員団では以前から何度かこのような市民の声を市政に反映させ、商店の経営を少しでも応援するべく、従来からの商店街と新しく生まれたショッピングセンター付近との固定資産税の負担の大幅な違いを見直し、従来からの商店の経営の存続を図るべきだと主張してきています。しかしながら、今だそういった方策がとられておりません。

また、今回の提案は、昨年 11 月に市民に

提示し、本年４月実施という極めて短期間での市民周知であり、桜井市長が目指す協働のまちづくりの観点からも大きくかけ離れたものと言わざるを得ません。行政からの一方的な押し付けではなく、市民との協議を重ねるべきです。よって、議案第１１号美唄市税条例の一部改正の件は撤回し、市民合意をつくり上げることが提案し、反対討論を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより**採決**いたします。

ご異議がありますので起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

起立多数であります。

よって、**議案第１１号美唄市税条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定**されました。

これより**議案第１２号**ないし**議案第１５号**の以上４件について、**一括質疑**を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより**一括討論**を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより**一括採決**いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第１２号美唄市立生活館条例廃止の件**ないし**議案第１５号美唄市駐車場条例の一部改正の件**の以上４件については、**委員長報告のとおり決定**されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました各案件は全部議了いたしました。

これをもって、平成２１年第１回美唄市議会臨時会は閉会いたします。

午前１０時５０分 閉会